

経営者による全社的な評価の妥当性など

内基報1号「財務報告に係る内部統制の監査」改正の要点

【この章のエッセンス】

- 内基報1号の改正は、内部統制基準および実施基準の改訂に沿った内容である。
- 監査人の検討ポイントは、次のとおりである。
 - ・改訂内容を踏まえた、経営者による全社的な内部統制の評価の妥当性および経営者の評価範囲の妥当性
 - ・改訂により追加で内部統制報告書に記載することが適切とされた事項の記載状況

概要
内基報1号の改正の

内基報1号の改正は、基本方針と

して、内部統制基準および実施基準の改訂内容に対応するため、その内容に沿って行われている。

また、2023年1月に改正された監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(以下、「監査基準600」という)の改正内容との不整合が生じないようにするための必要の改正も実施している。

なお、適用時期については、内部統制基準および実施基準の適用時期と合わせて、2024年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度における内部統制監査から適用することとしている。

ポイント
内基報1号の改正の

内基報1号の改正の主な内容につ

いて、内部統制基準および実施基準における、「I.内部統制の基本的枠組み」、「II.財務報告に係る内部統制の評価及び報告」、「III.財務報告に係る内部統制の監査」の改訂論点ごとに以下説明する。

内部統制の基本的枠組み(内部統制基準および実施基準I)の改訂論点への対応

内部統制基準および実施基準の「I.内部統制の基本的枠組み」の改訂論点に対する内基報1号の改正項目は、図表3のとおり整理される。

図表3—②内部統制の基本的要素や図表3—③経営者による内部統制の無効化に関連する改正論点への対応については、内基報1号において

加筆、追加がされている。

(1) 内基報1号37項(全社的な内部統制の評価)の改正

内部統制の基本的枠組みの改正への対応として、内基報1号37項の全社的な内部統制の評価に関する部分が大きく加筆されており、今回の内基報1号改正の重要なポイントの1つである。

37項の改正は、先に述べた内部統制基準および実施基準の内部統制の基本的な枠組みに関する改訂の内容である、3つの内部統制の基本的要素「リスクの評価と対応」、「情報と伝達」、「ITへの対応」の改訂、および経営者による内部統制の無効化に関する改訂に対応するために実施したものである。

経営者の全社的な内部統制の評価の実施において、これらの内部統制の基本的要素や経営者による内部統制の無効化に関する改訂は、実施基準上「I.内部統制の基本的枠組み」で行われたものの、「II.財務報告に係る内部統制の評価及び報告」には織り込まれていないため、改訂内容を具体的にどのように考慮するのかは明確にされていない。しかし、改正後の内基報1号37項に加筆されている